

## 2018年11月定例会総務委員会報告

報告者 梅原 和喜

### \*市民クラブは中村照夫議員、五輪清隆議員が所属

議会開会日 11月27日（火）から12月14日（金）

常任委員会 12月6日（木）から12月11日（火）

12月10日にて議案審査終了（11日は予備日）

注：総務委員会に付託された議案については全て原案可決！

第146号議案	長崎市火災予防条例の一部を改正する条例
---------	---------------------

「消防局」

#### 1. 改正理由

工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部改正に伴い、関係条文の整理に必要があるため。

#### 2. 改正内容

新たにデータ分野、サービス分野等が追加されたことに伴い、「日本工業規格（JIS）」の名称が「日本産業規格」に改められたことから、本市火災予防条例について関係条文の文言を整理するもの

### 3. 施行期日：平成 31 年（2019 年）7 月 1 日

第 158 号議案	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例
-----------	-------------------------------

「総務部」

#### 1. 改正の趣旨

平成 30 年人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改正されたことに伴い、本市の一般職の職員に対しても同様に改正しようとするもの。

第 84 号議案	長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例
----------	-------------------------

「企画財政部」＊9月議会で継続審査となっていた。

#### 1. モデル地区の活動

・モデル事業を4月から10月までの期間に実施し、協議会設立までの過程や協議会の体制作り、実施した事業等について、各モデル地区に対してヒアリングを実施し、検証を踏まえ、本モデル事業の結果・成果をまとめた報告書を作成した。

- ・認定要件の見直し

第 134 号議 案	長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例の 一部を改正する条例
---------------	-------------------------------------

「理財部」、「原爆被爆対策部」、「土木部」

## 1. クスノキ基金

### (1) 改正理由

福山雅治氏が HP やコンサート等で呼びかけ、全国の方から寄せられた、(株) アミューズを窓口とした「クスノキ基金」を、(株) アミューズから本市に寄附したいと申込があっており、これを機に基金を設置して同趣旨の募金を広く受け入れ、所有者負担解消の財源として活用する事で、被爆樹木の保存整備を更に促進しようとするもの。

## 2. 駐車場施設整備基金

- ・本特別会計は既存の駐車場施設の建設時に要した費用の公債費が多額であったことから赤字であったが、近年これらの償還が進んだことから単年度収支は黒字に転じている。

- ・将来必要となる駐車場施設の整備に要する経費を積み立てるた

め、駐車場施設整備基金を設置するもの。

\* 物理的耐用年数 65 年を想定

第 133 号議案	長崎市行政財産使用料条例の一部を改正する条例
-----------	------------------------

「理財部」

1. 改正理由

・ 占用料算定の基礎となる固定資産税評価額を長崎市と比較した 7 ところ、乖離していることから、平成 30 年度の評価替え後の数値を用いて算定するもの。

第 128 号議案	長崎市過疎地域の自立を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例
-----------	------------------------------------

「理財部」

1. 改正理由

過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法の 3 法に規定する。以下の第 129 号議案、第 130 号議案も同趣旨の改正理由

第 129 号議案	長崎市半島振興対策実施地域を振興するための固定資産税の課税免除に関する条例
-----------	---------------------------------------

「理財部」

第 130 号議案	長崎市離島振興対策実施地域を振興するための固定死産税の課税免除に関する条例
-----------	---------------------------------------

「理財部」

第 136 号議案	長崎市ふれあいセンターの一部を改正する条例
-----------	-----------------------

「中央総合事務所」、「東総合事務所」、「南総合事務所」

## 1. 目的

ふれあいセンターにおいて、利用料金制を導入し、施設の利用に係る料金を直接、指定管理者の収入として収受させることで、より効率的な運営を行い、施設の効用を高めることを目的とする。

## 2. 施行日 平成 31 年 4 月 1 日

第 149 号議案	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市手熊地区ふれあいセンター)
-----------	--

「中央総合事務所」

指定管理者：手熊地区ふれあいセンター運営委員会

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日～平成 36 年（2024 年）3 月 31 日

管理運営体制：所長 1 名、管理人若干名

第 119 号議案	平成 30 年度長崎市一般会計補正予算（第 5 号）
-----------	----------------------------

「企画財政部」

（単位：千円）

区 分	一般会計	特別会計	計
1.施策の推進に係るもの	2,590,159	-	2,590,159
2.空調整備に係るもの	4,282,100	-	4,282,100
2. 基金積立金に係るもの	1,552,639	177,387	1,730,026
4.その他	641,679	904,358	1,546,037
計.	9,066,577	1,081,745	10,148,322

第 151 号議案	平成 30 年度長崎市一般会計補正予算（第 6 号）
-----------	----------------------------

「企画財政部」

■会計別補正予算の内訳

(単位：千円)

区分	一般会計	特別会計	企業会計	計
1.給与費に係るもの	▲72,741	830	133	▲71,778
計	▲72,741	830	133	▲71,778

■所管事項調査

「理財部」

1. 地域区分（市内・準市内・市外）の見直しについて

① 目的

2. 入札契約について、これまで市内業者へ優先的に発注しているが、市内に事業所を有する準市内業者の中にも、市内で長期間の事業活動を行い、市内業者と同等又はそれ以上の市民の雇用を行っている業者がある。

本市の人口減少も深刻度を増しており、雇用の確保は喫緊の課題であることから、長期間事業を継続し、多くの市民を雇用し

ている準市内業者の入札参加機会を増やすことは、本市経済の活性化及び市民生活の向上につながるものと考えられることから、一定の要件を満たせば市内業者と同等となるような地域区分の見直しを行うもの。

＊準市内業者の見直し

・市内に本店（建設工事は、建設業の主たる営業所）を有する者で、全従業員数に占める市内従業員の割合が50%以下及び5人以下であるもの。